

委員から寄せられた疑問点・意見と考え方

資料2

1. 住民の発議資格及び投票資格について《論点7》

(1) 年齢要件 論点7-1 論点7-2

疑問点・意見

- ・公職選挙法による20歳以上に限定する意味はないと思われ、18歳以上を成人とする法律が多いことなどを踏まえ、幅を拡げることはよいことだと思う。

考え方

資格者の年齢要件については、資料1の1頁(1)以下に記載したとおり、未成年者に対して資格を認めることを前提としてご検討をお願いします。

- ・ただし、16歳以上とするのは若干差異を感ずる。
住民投票だけ16歳以上とするのは無理ではないか。
理由(高校生では生活実感がない。地域社会ではこれが大事である。)
- ・川崎市子どもの権利に関する条例では、18歳未満の「子ども」に「自分で決める権利」「参加する権利(意見の表明と尊重される権利を含む)」を保障している。
- ・「子ども会議」が上記の場の一つではあるが、より多くの子どもが参加するきっかけ作りの一つとして、18未満の子どもの住民投票への資格付与は有効と考える。
- ・全市/各区の子ども会議には、小学校5年生ぐらいから高校生までが参加している。個人差はあるが、中学生高学年ぐらいから、いろんな情報を元に自分の意見を考え、表明できていると感じる。よって、大学受験活動が本格化しない、高校1~2年生の時期から、住民投票への参加、また住民投票をきっかけとした学校現場、あるいは地域における市民自治に関する学習を可能にするため、15歳以上の年齢とすることが妥当と考えられる。
- ・子どもの権利条例との整合性を考えると、18歳以上が適切だと思う。

考え方

年齢要件については、資料1の3頁に示した検討ポイントなどを参考にして、ご検討をお願いします。

- ・子どもの権利条例での「こどもの参加」は子ども関連のみではないか。

考え方

資料1の2頁の「『子どもの権利に関する条例』の規定と考え方」にあるように、子どもの権利に関する条例では、市は子どもが「市政に市民として参加し意見を表明すること」ができるよう諸施策の整備などに努めなければならないとしています。ここでいう「市政」とは、市行政に関するほか、子どもたちの身近な問題など、子どもに関連するか否かにかかわらず広い概念として考えられています。

(2) 外国人市民の資格要件 論点7-3

疑問点・意見

- ・外国人の参加は、自治基本条例の段階ですでに前提としていたと考える。このため、「永住者」「特別永住者」に資格を与えてよいと思う。

考え方

自治基本条例の解釈からは外国人も当然含まれるものとされています。また、前検討委員会の報告書でも、「住民投票は、本市に居住する住民の意思を確認するためのものであり、本市の住民である外国人が住民投票に参加することは当然といえよう」との考え方が示されていますが、その外国人の範囲を「永住者」や「特別永住者」のみとするのか、在留資格にかかわらず、一定期間日本に住所を有している者すべてを資格者とするのかなどをご検討いただきたいと思います。

- ・外国人に資格を与える場合、アイデンティティの問題があるならば登録制とせざるを得ないだろう。

考え方

アイデンティティの問題がある一方、資料1の10頁別紙2のように、外国人市民代表者会議からは「事前に申請しなくても投票できるようにする」との提言がだされており、さまざまな意見や外国人登録法の考え方などを考慮した上で、事前登録制にするか否かを考えていく必要があると考えられます。

(3) 住所要件 論点7-4

疑問点・意見

- ・3ヶ月とするのは、転出入や帰国などを前提としていると思われるが、外国人の場合、日本で初めて永住するのでは3ヶ月では短いと思う。諸外国、特に外国人の多いEUでの選挙ではどれくらいの要件が設定されているのか。

考え方

住所要件については、日本国籍の有無にかかわらず課せられる要件であり、(2)で示したように、外国人についてはこれとは別に、日本での居住年数を資格付与の要件として設けるかどうかの論点になると考えられます。

なお、ヨーロッパにおける在住外国人の参政権については、スウェーデンやノルウェーのように一律3年以上合法的に在住している外国人に地方参政権が付与されている国もあれば、フランスやベルギーのように、EU市民についてのみ在住年数を要件とせずに資格を付与している国もあるなど、国により状況はさまざまですが、国政の参政権については、概ね外国人には付与されていない状況にあります。